

令和 2 年

第 3 回海老名市議会定例会

議 案 書



議事日程第1号（令和2年第3回海老名市議会定例会第1日）

令和2年8月31日（月）午前9時30分開議

- 日程第1 報告第10号 継続費精算報告について（次期総合計画策定支援事業費ほか4件）
- 日程第2 報告第11号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 日程第3 報告第12号 債権の放棄について（生活改善新築等資金ほか4件）
- 日程第4 議案第45号 海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号カードの利用に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 日程第5 議案第46号 海老名市手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第47号 指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市文化会館）
- 日程第7 議案第48号 指定管理者の指定の期間の変更について（海老名運動公園・北部公園・中野公園・スポーツ施設）
- 日程第8 議案第49号 指定管理者の指定の期間の変更について（海老名駅西口特定公共施設）
- 日程第9 議案第50号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 日程第10 議案第51号 町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について
- 日程第11 議案第52号 令和元年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第12 議案第53号 令和2年度海老名市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第13 議案第54号 令和2年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 認定第1号 令和元年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 5 認定第 2 号 令和元年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出  
決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 3 号 令和元年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 1 7 認定第 4 号 令和元年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳  
出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 5 号 令和元年度海老名市公共下水道事業会計決算認定につい  
て



報告第10号

継続費精算報告について（次期総合計画策定支援事業費ほか4件）

海老名市一般会計予算の継続費に係る事業（次期総合計画策定支援事業費ほか4件）が終了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年8月31日提出

海老名市長 内 野 優

令和元年度海老名市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画						実績						比較							
				左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			左の財源内訳								
				年割額	特定財源			国県支出金	地方債	その他		年割額	特定財源		国県支出金	地方債	その他	年割額	特定財源		国県支出金	地方債	その他
					一般財源	国県支出金							地方債	一般財源					国県支出金	地方債			
2	総務費	1 総務管理費	30	7,000,000	0	0	7,000,000	7,000,000	0	0	0	7,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				3,000,000	0	0	3,000,000	2,958,620	0	0	2,958,620	41,380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41,380	
				10,000,000	0	0	10,000,000	9,958,620	0	0	9,958,620	41,380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41,380
2	総務費	1 総務管理費	30	3,400,000	0	0	3,400,000	2,656,800	0	0	2,656,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	743,200	
				4,800,000	0	0	4,800,000	4,400,000	0	0	4,400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400,000	
				8,200,000	0	0	8,200,000	7,056,800	0	0	7,056,800	1,143,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,143,200
3	民生費	2 児童福祉費	30	4,500,000	0	0	4,500,000	3,397,680	0	0	3,397,680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,102,320	
				3,200,000	0	0	3,200,000	2,392,500	0	0	2,392,500	807,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	807,500	
				7,700,000	0	0	7,700,000	5,790,180	0	0	5,790,180	1,909,820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,909,820
4	衛生費	2 清掃費	29	22,735,000	13,398,000	8,200,000	1,138,000	21,860,000	14,232,000	4,600,000	0	0	3,028,000	876,000	△ 834,000	3,600,000	0	0	0	0	0	△ 1,890,000	
				908,284,000	278,447,000	618,000,000	11,837,000	907,864,000	278,447,000	614,600,000	0	14,817,000	420,000	0	3,400,000	0	0	0	0	0	0	0	△ 2,980,000
				1,054,935,000	287,101,000	762,800,000	5,035,000	1,054,635,000	287,125,000	762,500,000	0	5,010,000	301,000	△ 24,000	300,000	0	0	0	0	0	0	0	25,000
4	土木費	4 都市計画費	30	1,985,956,000	578,946,000	1,389,000,000	18,010,000	1,984,359,000	579,804,000	1,381,700,000	0	22,855,000	1,597,000	△ 858,000	7,300,000	0	0	0	0	0	0	△ 4,845,000	
				7,500,000	0	0	7,500,000	7,500,000	0	0	7,500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				9,614,000	0	0	9,614,000	9,609,200	0	0	9,609,200	4,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,800
			合計	17,114,000	0	0	17,114,000	17,109,200	0	0	0	4,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,800	

(単位 円)

報告第 1 1 号

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

海老名市長 内 野 優

1 令和元年度決算に基づく健全化判断比率

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.08)	— (17.08)	1.8 (25.0)	28.6 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」
- (2) 括弧内は海老名市における早期健全化基準

2 令和元年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

(単位 %)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	— (20.0)

備考

- (1) 資金不足比率が算定されない場合は「—」
- (2) 括弧内は海老名市における経営健全化基準

報告第12号

債権の放棄について（生活改善新築等資金ほか4件）

海老名市債権管理条例（平成29年条例第4号）第10条第1項の規定により非強制徴収債権を放棄したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年8月31日提出

海老名市長 内野 優

令和元年度海老名市債権管理条例に基づき放棄した非強制徴収債権一覧表

名称	件数	金額	非強制徴収債権を放棄した事由		放棄した日	
			第10条第1項 該当号数	件数		金額
生活改善新築等資金	1 件	5,275,894 円	第1号	0 件	0 円	令和2年3月27日
			第2号	1 件	5,275,894 円	
			第3号	0 件	0 円	
			第4号	0 件	0 円	
			第5号	0 件	0 円	
生活改善資金	3 件	700,000 円	第1号	0 件	0 円	令和2年3月27日
			第2号	0 件	0 円	
			第3号	3 件	700,000 円	
			第4号	0 件	0 円	
			第5号	0 件	0 円	
在宅福祉サービス利用料	18 件	4,900 円	第1号	0 件	0 円	令和2年3月31日
			第2号	0 件	0 円	
			第3号	0 件	0 円	
			第4号	0 件	0 円	
			第5号	18 件	4,900 円	
延長保育料	5 件	15,000 円	第1号	0 件	0 円	令和2年3月31日
			第2号	0 件	0 円	
			第3号	0 件	0 円	
			第4号	0 件	0 円	
			第5号	5 件	15,000 円	
学校給食費	114 件	2,227,970 円	第1号	0 件	0 円	令和2年3月31日
			第2号	0 件	0 円	
			第3号	0 件	0 円	
			第4号	0 件	0 円	
			第5号	114 件	2,227,970 円	
合計	141 件	8,223,764 円	第1号	0 件	0 円	/
			第2号	1 件	5,275,894 円	
			第3号	3 件	700,000 円	
			第4号	0 件	0 円	
			第5号	137 件	2,247,870 円	

※海老名市債権管理条例第10条第1項

第1号 破産免責

第2号 債務者死亡、相続放棄

第3号 生活困窮（生活保護又は同等）

第4号 徴収停止後1年を経過した後、なお無資力

第5号 時効期間満了

議案第 4 5 号

海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号  
カードの利用に関する条例を廃止する等の条例の制定について

海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号カードの利  
用に関する条例を廃止する等の条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

自動交付機の廃止に伴う所要の改正等を行うため

海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号  
カードの利用に関する条例を廃止する等の条例

(海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号カードの  
利用に関する条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成19年条例第9号)

(2) 海老名市個人番号カードの利用に関する条例(平成27年条例第53号)

(海老名市印鑑条例の一部改正)

第2条 海老名市印鑑条例(昭和51年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第7条第1項中「(印鑑の登録を受けている者について、当該個人を識別するた  
めの磁気を付したカードをいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項から第4項ま  
でを削る。

第8条中「印鑑登録を」を「印鑑の登録を」に改める。

第12条を次のように改める。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第12条 被登録者等は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登  
録証を提示して市長に申請しなければならない。ただし、印鑑の登録を受けてい  
る者が個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利  
用に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カ  
ードをいう。以下同じ。)を提示して自ら申請した場合には、印鑑登録証の提示  
を省略することができる。

第13条第1号中「(印鑑登録証としての機能を付加した住基カード、個人番号  
カード又は市民カードを含む。以下第16条、第19条及び第20条において同じ。  
)」を削り、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第16条を削る。

第17条中「被登録者等」を「印鑑の登録を受けている者」に改め、同条を第16条とする。

第18条から第20条までを削り、第21条を第17条とし、第22条から第24条までを4条ずつ繰り上げる。

第25条中「の施行について、必要な事項は、市長が」を「で定めるもののほか、必要な事項は、規則で」に改め、同条を第21条とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和3年3月1日から施行する。

(海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による廃止前の海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例第4条第3項の規定による記録がされた住民基本台帳カードの同条例第2条第3号のサービスの利用及び当該サービスの利用の終了に係る同条例第5条の手続に関しては、これらの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(海老名市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の海老名市印鑑条例第7条第3項の規定により印鑑登録証としての機能を付加されている住民基本台帳カード及び個人番号カード並びに同条例第7条第4項の規定により印鑑登録証としての機能を付加されている市民カードは、第2条の規定による改正後の海老名市印鑑条例第7条第1項の規定により交付された印鑑登録証とみなす。



議案第 4 6 号

海老名市手数料条例の一部改正について

海老名市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

自動交付機の廃止、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止及び固定資産に関連する証明書の発行に係るシステムの変更に伴う所要の改正を行うため

## 海老名市手数料条例の一部を改正する条例

海老名市手数料条例（昭和40年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「（自動交付機による印鑑の証明にあっては、1件につき250円）」を削り、同項第4号ア中「（以下このアにおいて「戸籍の全部事項証明書等」という。）」及び「（自動交付機による戸籍の全部事項証明書等の交付にあっては、1通につき400円）」を削り、同項第5号ア中「（自動交付機による住民票の写しの交付にあっては、1世帯につき250円）」を削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項第8号中「第10号」を「第9号」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同項第23号中「。以下「番号法」という。）の規定に基づく手数料」を「）第2条第7項に規定する個人番号カードの紛失、焼失、著しく損傷したこと、個人番号カードの機能が損なわれたこと等による再交付手数料 1件につき 800円」に改め、同号ア及びイを削り、同号を同項第22号とし、同項中第24号を第23号とし、第25号を第24号とし、同条第2項を次のように改める。

2 土地にあっては1筆又は建物にあっては1棟をそれぞれ1明細とし合わせて8明細まで又は8明細ごとを、納税にあっては納税義務者ごとに1税目かつ1会計年度をもって、1件とする。

第6条第4号中「第2条第1項第14号から第17号まで」を「第2条第1項第13号から第16号まで」に改める。

### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第23号の改正規定並びに同号ア及びイを削る改正規定 公布の日
- (2) 第2条第2項の改正規定 令和3年1月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和3年3月1日



議案第 4 7 号

指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市文化会館）

別紙のとおり、海老名市文化会館の指定管理者の指定の期間を変更したいため、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市文化会館の指定管理者の指定の期間を変更したいため

## 指定管理者の指定の期間の変更

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市文化会館	海老名市めぐみ町6番1号
海老名市民ギャラリー	海老名市中央二丁目9番50号

### 2 指定管理者の団体の名称及び住所

横浜メディアアド・相鉄・神奈川共立共同事業体

代表者 株式会社横浜メディアアド

代表取締役社長 三 浦 彰 久

神奈川県横浜市神奈川区栄町5番地1

構成員 相鉄企業株式会社

代表取締役 佐 武 宏

神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号

構成員 株式会社神奈川共立

代表取締役 森 山 英 明

神奈川県横浜市西区岡野二丁目6番6号

### 3 指定の期間の変更

「平成28年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成28年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

## 参考資料

### 指定管理者の指定の期間の変更について

#### 1 指定の期間を変更したい理由

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後の状況が不確定な中、感染症対策費用等の算定や適正な指定管理料の積算が困難であるため
- (2) 現在の状況下で公募を行おうとする場合、応募する業者が少ないことが想定され、現指定管理者有利となりかねず、適正な選定といえない懸念があるため

#### 2 その他

事業者及び事業内容については同一のまま1年間延長することとする。



議案第48号

指定管理者の指定の期間の変更について（海老名運動公園・北部公園・  
中野公園・スポーツ施設）

別紙のとおり、海老名運動公園、北部公園及び中野公園並びに海老名市立スポーツ  
施設の指定管理者の指定の期間を変更したいため、議会の議決を求める。

令和2年8月31日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

海老名運動公園、北部公園及び中野公園並びに海老名市立スポーツ施設の指定管理  
者の指定の期間を変更したいため

## 指定管理者の指定の期間の変更

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名運動公園	海老名市社家4, 032番地の1
北部公園	海老名市上今泉六丁目340番地の1
中野公園	海老名市中野一丁目2314番2
中野多目的広場	海老名市中野2, 314番地のイ
下今泉庭球場	海老名市下今泉二丁目2番1号
今里庭球場	海老名市今里三丁目3番35号

### 2 指定管理者の団体の名称及び住所

相鉄・コナミスポーツ・日比谷花壇共同企業体

代表者 相鉄企業株式会社

代表取締役 佐 武 宏

神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号

構成員 コナミスポーツ株式会社

代表取締役社長 有 坂 順 一

東京都品川区東品川四丁目10番1号

構成員 株式会社日比谷花壇

代表取締役 宮 島 浩 彰

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

### 3 指定の期間の変更

「平成28年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成28年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

## 参考資料

### 指定管理者の指定の期間の変更について

#### 1 指定の期間を変更したい理由

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後の状況が不確定な中、感染症対策費用等の算定や適正な指定管理料の積算が困難であるため
- (2) 現在の状況下で公募を行おうとする場合、応募する業者が少ないことが想定され、現指定管理者有利となりかねず、適正な選定といえない懸念があるため

#### 2 その他

事業者及び事業内容については同一のまま1年間延長することとする。



議案第49号

指定管理者の指定の期間の変更について（海老名駅西口特定公共施設）

別紙のとおり、海老名駅西口特定公共施設の指定管理者の指定の期間を変更したいため、議会の議決を求める。

令和2年8月31日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名駅西口特定公共施設の指定管理者の指定の期間を変更したいため

## 指定管理者の指定の期間の変更

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名駅西口中心広場	海老名市扇町 1 1 8 番
海老名駅西口プロムナード	海老名市扇町 1 2 1 番、1 2 2 番、1 2 6 番、1 2 7 番及び 1 2 8 番
海老名駅西口バス乗降場	海老名市扇町 1 1 9 番
海老名駅西口タクシー乗降場	海老名市扇町 1 2 0 番

### 2 指定管理者の団体の名称及び住所

一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント

代表理事 山 崎 日出雄

海老名市扇町 5 番 7 号リコーフューチャーハウス 2 階

### 3 指定の期間の変更

「平成 2 8 年 1 0 月 1 日から平成 3 3 年 9 月 3 0 日まで」を「平成 2 8 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで」に変更する。

## 参考資料

### 指定管理者の指定の期間の変更について

#### 1 指定の期間を変更したい理由

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後の状況が不確定な中、感染症対策費用等の算定や適正な指定管理料の積算が困難であるため
- (2) 現在の状況下で公募を行おうとする場合、応募する業者が少ないことが想定され、現指定管理者有利となりかねず、適正な選定といえない懸念があるため

#### 2 その他

事業者及び事業内容については同一のまま半年間延長することとする。



## 議案第 5 0 号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法を街区方式とする。

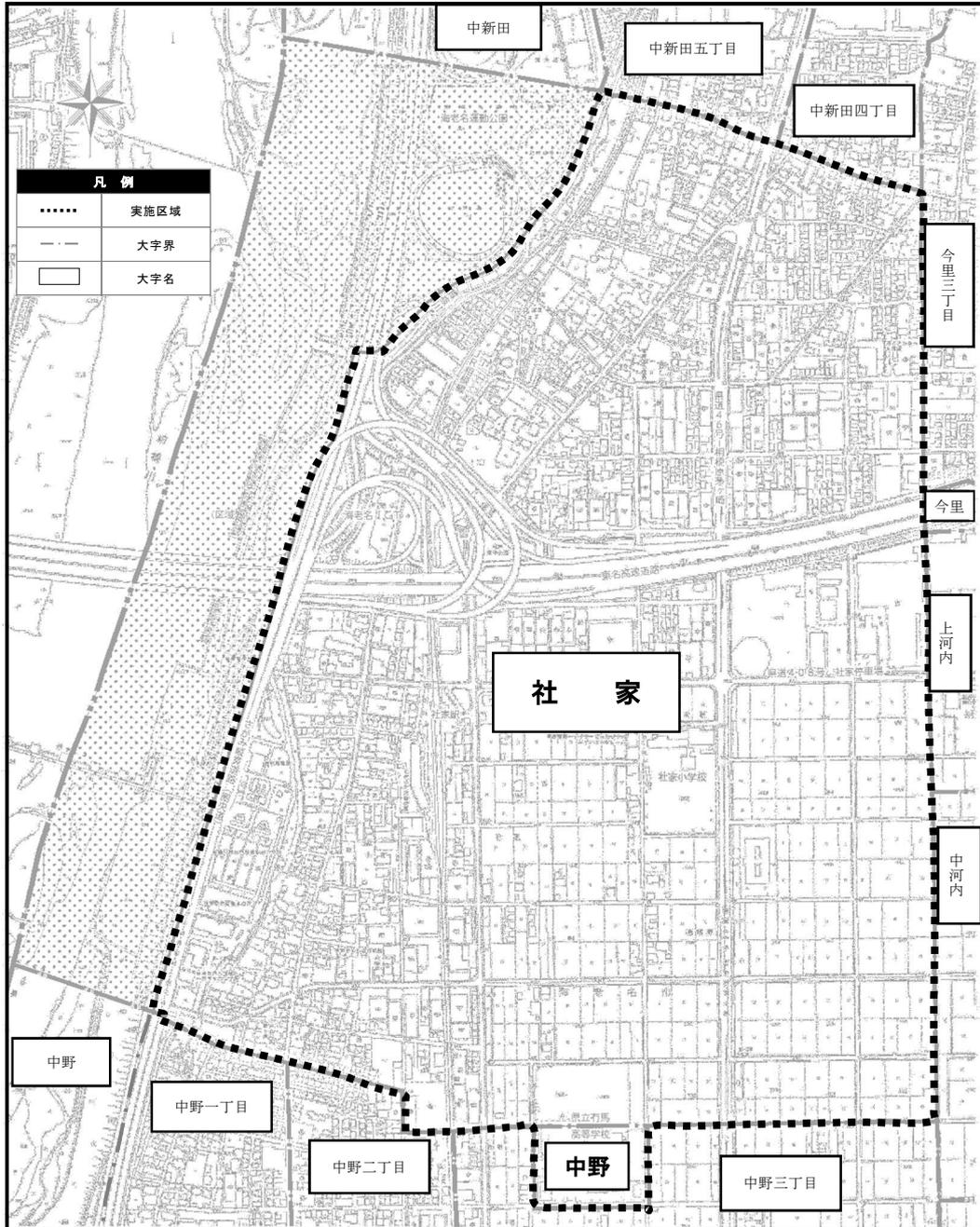
令和 2 年 8 月 3 1 日提出

海老名市長 内 野 優

### 提案理由

議会の議決を経た上、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めたいため

## 住居表示を実施すべき市街地の区域図（別図）



議案第 5 1 号

町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市内の別図 1 に示す町の区域及びその名称を別図 2 に示すとおり設定し、これに伴って字の区域の変更をする。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

海老名市長 内 野 優

町の区域及び名称

新 区 域	左に包括され変更が生じる字の区域	
町 名	字 名	区域図
社家一丁目	大字社家字宜山の一部、大字社家字宇治山の一部、 大字社家字湘築の一部	別 図 2 の と お り
社家二丁目	大字社家字宜山の一部、大字社家字宇治山の一部、 大字社家字業平の一部	
社家三丁目	大字社家字宜山の一部、大字社家字業平の一部	
社家四丁目	大字社家字業平の一部、大字社家字初雁の一部、大 字社家字嵯峨野の一部	
社家五丁目	大字社家字業平の一部、大字社家字初雁の一部、大 字社家字嵯峨野の一部、大字社家字宇治山の一部、 大字社家字小町の一部、大字中野字雪里の一部	
社家六丁目	大字社家字宇治山の一部、大字社家字小町の一部、 大字社家字湘築の一部	

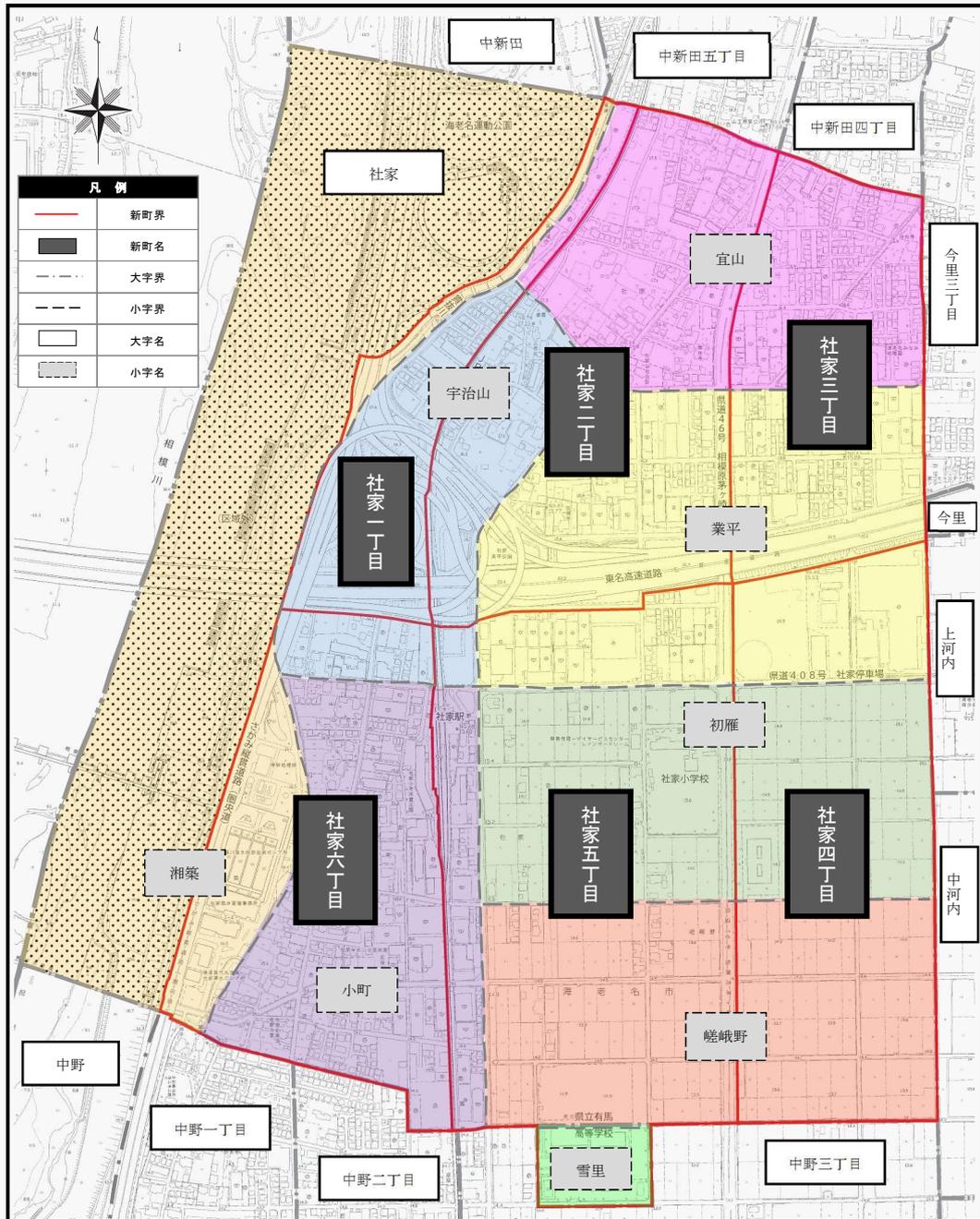
実施年月日 令和 3 年 8 月 3 0 日

提案理由

都市基盤整備の充実及び住環境整備を図るとともに、各種行政事務の合理化を図り  
たいため



## 町区域の設定及び字区域変更図（別図2）





議案第 5 2 号

令和元年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和元年度海老名市公共下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、未処分利益剰余金を処分したいため

令和元年度海老名市公共下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分については、636,241,565円の全額を減債積立金の積立てとする。

**参考資料**

令和元年度海老名市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,370,965,875	2,304,813,508	636,241,565
議会の議決による処分額	0	0	△ 636,241,565
資本金への組入	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	△ 636,241,565
処分後残高	2,370,965,875	2,304,813,508	(繰越利益剰余金) 0

令和2年度海老名市一般会計等補正予算（別冊）

議案第53号 令和2年度海老名市一般会計補正予算（第8号）

議案第54号 令和2年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度海老名市一般会計等歳入歳出決算認定（別冊）

認定第1号 令和元年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和元年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和元年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和元年度海老名市公共下水道事業会計決算認定について



令和2年第3回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期31日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
8月31日	月	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
9月4日	金	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
9月9日	水	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	同
9月10日	木	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
9月11日	金	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
9月15日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
9月16日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
9月18日	金	委員会	予算決算常任委員会総務分科会	同
9月23日	水	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会	同
9月24日	木	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会	同
9月28日	月	委員会	予算決算常任委員会	同
9月30日	水	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分